

令和4年度(2022)第1回出雲市地域公共交通活性化協議会

令和4年(2022)4月28日(木) 10:00～
出雲市役所市民応接室

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 報告

5. 議事

第1号議案 令和3年度(2021)事業報告 … 資料1

第2号議案 令和3年度(2021)決算報告 … 資料2

第3号議案 令和4年度(2022)事業計画(案) … 資料3

第4号議案 令和4年度(2022)予算(案)について … 資料4

第5号議案 出雲市地域公共交通計画策定支援業務について … 資料5

6. その他

7. 閉会

出雲市地域公共交通活性化協議会委員(名簿)

区分	所属名	役職	氏名	
住民又は利用者 (出雲地域代表)	出雲地域自治協会連絡協議会	会長	小村 貞雄	
住民又は利用者 (平田地域代表)	平田生活バス利用促進協議会	会長	梶谷 善信	
住民又は利用者 (佐田地域代表)	佐田地域過疎地交通対策検討委員会	会長	糸賀 元次	
住民又は利用者 (多伎地域代表)	多伎地域交通運行協議会	会長	岡田 耕一	
住民又は利用者 (湖陵地域代表)	湖陵町区会連合会	副会長	森山 健治	欠席
住民又は利用者 (大社地域代表)	杵築地区社会福祉協議会	会長	春木 薫	
住民又は利用者 (斐川地域代表)	斐川地域交通運行協議会	会長	高橋 義孝	
公共交通事業者等 (一般旅客自動車運送事業者が組織する団体)	一般社団法人 島根県旅客自動車協会	専務理事	秦 日出海	
公共交通事業者等 (鉄道事業者)	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社	出雲市駅長	山田 勲	
公共交通事業者等 (鉄道事業者)	一畑電車株式会社 総務部	次長	野津 昌巳	
公共交通事業者等 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体)	島根県交通運輸産業 労働組合協議会	事務局長	丸山 武	
観光事業者	一般社団法人 出雲観光協会	事務局長	稲根 克也	
出雲市議会		議長	萬代 輝正	
出雲市議会	(総合交通政策特別委員会)	副議長 (委員長)	板垣 成二	欠席
行政機関 (国土交通省)	国土交通省 中国運輸局島根運輸支局	首席運輸 企画専門官	久保 博嗣	
行政機関 (島根県)	島根県 地域振興部交通対策課	課長	土江 裕之 (実重 和成)	代理
行政機関 (出雲市)	出雲市総合政策部	部長	藤原 英博	

令和3年度(2021)事業報告

出雲市地域公共交通活性化協議会では、少子高齢化社会における地域活力の維持向上のため、持続可能な公共交通網の構築を目指し、令和4年度に『出雲市地域公共交通計画』を策定することとしています。

令和3年度においては、計画策定準備として以下の調査事業を実施し、課題抽出を行いました。

【地域の現況調査】

内容	主な資料
地勢・自然・土地利用状況 通勤・通学による移動状況 移動の目的となる施設の分布状況 観光資源の分布、観光入込客数 上位計画、関連計画	国勢調査 島根県統計書 島根県観光動態調査 出雲未来図等

【公共交通利用実態調査】

内容	主な資料
便別の利用状況 券種別の利用状況 区間・停留所別の利用状況	乗降調査結果 交通事業者が保有する 日報等

【市役所関係課へのヒアリング調査】

内容	対象課
ワーキング部会で把握した事項に関する詳細内容 施策の実施状況、問題点・課題 施策に関する今後の方向性 公共交通との連携可能性、役割分担に関する考え	福祉推進課 高齢者福祉課 医療介護連携課 観光課 教育政策課

【交通事業者へのヒアリング調査】

内容	対象事業者
コロナ前後の利用状況の変化 各路線の利用者の特性や傾向 事業における問題点・課題 乗用タクシー事業の状況 地域公共交通計画策定にあたり考慮すべき事項 他事業者や市との協働に関する考え	西日本旅客鉄道株式会社（出雲市駅） 一畑電車株式会社 一畑バス株式会社 出雲一畑交通株式会社 有限会社谷本ハイヤー 有限会社スサノオ観光

【市民アンケート調査】

内容	対象者
市民の通院、買い物、通勤等の移動実態の把握 公共交通の利用頻度とニーズの把握 公共交通の満足度と改善点の把握	15歳以上の市民 3,500人 (回答率：43.5%)

【出雲市地域公共交通活性化協議会の開催】

内容	備考
実施する調査内容・方法、結果等に対する意見 ワーキング部会を踏まえて取りまとめた問題点等に対する意見	3回開催

【ワーキング部会の開催】

内容	備考
実施する調査内容・方法、結果等に対する意見 ワーキング部会を踏まえて取りまとめた問題点等に対する意見	2回開催

令和3年度(2021)決算報告

【収入】 (単位:円)

項目	予算額 ①	決算額 ②	増減 (②-①)	摘要
負担金	5,500,000	5,500,000	0	出雲市
補助金	2,100,000	2,100,000	0	国
計	7,600,000	7,600,000	0	

【支出】 (単位:円)

項目	予算額 ①	決算額 ②	増減 (②-①)	摘要
委託料	6,950,000	6,935,310	△ 14,690	計画策定調査業務 6,900,000 アンケート調査宛名シール作成委託 35,310
役務費	250,000	162,424	△ 87,576	アンケート調査等郵送料 152,854 振込手数料 8,800
報償費	150,000	80,860	△ 69,140	謝金
旅費	50,000	23,360	△ 26,640	費用弁償
需用費	200,000	40,257	△ 159,743	印刷費・事務費等
計	7,600,000	7,242,211	△ 357,789	

【収入】

【支出】

【繰越】

7,600,000円 - 7,242,211円 = 357,789円

監査報告書

令和3年度出雲市地域公共交通活性化協議会会計監査において、帳票及び
証拠書類の照合の結果、適正であったことを認めます。

令和4年4月26日

出雲市地域公共交通活性化協議会

監事 島根県地域振興部交通対策課
課長 土江 裕之

出雲市地域公共交通活性化協議会

監事 一般社団法人 出雲観光協会
事務局長 稲根 克也

令和4年度(2022)事業計画(案)

出雲市地域公共交通活性化協議会では、少子高齢化社会における地域活力の維持・向上のため、令和3年度に実施した調査結果に基づき、持続可能な公共交通を目指す『出雲市地域公共交通計画』を策定します。

『出雲市地域公共交通計画』策定スケジュール

	会議等	内容
4月	●第1回協議会	●令和4年度事業計画・予算の決定、事業者選定
5月 ～ 9月	○ワーキング部会 (随時開催)	○問題点と課題の整理 ○基本方針、実施事業の検討 ○目標の検討 ○評価の検討
7月	●第2回協議会	●基本方針の検討
9月	●第3回協議会	●出雲市地域公共交通計画素案作成
11月	●第4回協議会	●出雲市地域公共交通計画案作成
12月	パブリックコメント実施	
1月	●第5回協議会	●出雲市地域公共交通計画承認

令和4年度(2022)予算(案)

【収入】

(単位:円)

項目	令和4年度 予算 ①	令和3年度 予算 ②	増減 (①-②)	摘要
負担金	4,500,000	5,500,000	△ 1,000,000	出雲市
補助金	575,900	2,100,000	△ 1,524,100	国
繰越金	357,789	0	357,789	
計	5,433,689	7,600,000	△ 2,166,311	

【支出】

(単位:円)

項目	令和4年度 予算 ①	令和3年度 予算 ②	増減 (①-②)	摘要
委託料	4,600,000	6,950,000	△ 2,350,000	交通計画策定支援業務
役務費	77,000	250,000	△ 173,000	郵送料・振込手数料
報償費	246,000	150,000	96,000	謝金
旅費	58,000	50,000	8,000	費用弁償
需用費	452,689	200,000	252,689	印刷費・事務費
計	5,433,689	7,600,000	△ 2,166,311	

出雲市地域公共交通計画策定支援業務について

【委託業務名】

出雲市地域公共交通計画策定支援業務

【業務内容】

- ①基本的な方針・目標の検討
- ②事業実施主体・達成状況の評価等の検討
- ③出雲市地域公共交通活性化協議会の運営支援
- ④ワーキング部会の開催支援

【委託業者】

会社名 株式会社 バイタルリード
所在地 出雲市荻杼町 2 7 4 番地 2
代表者 代表取締役 森山昌幸

【選定理由】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を準用

当該業者は、島根県内はもとより中国四国地方において鉄道を含む地域公共交通計画や観光交通に関する調査、計画策定の豊富な受託実績があり、また IT を使用したシステムにより地域特有の交通課題の解消に貢献している。出雲市の調査業務・計画策定業務の受託実績も多々あり、本市の事情に精通している。

令和 3 年度においては交通計画策定に係る調査業務を当該事業者へ委託しており、各種調査やヒアリングを実施され、その分析結果は詳細で適切であった。また会議の運営支援も問題なく実施されている。

計画策定を行う上で交通に関する専門的な知見が求められ、本市の交通事情等に精通している必要がある。当該事業者はこれらの要件を満たし、また、昨年度の調査事業を実施したことにより、出雲市の公共交通の問題点・課題の状況把握ができており、他の事業者で同様の支援業務を行うことは困難であると考え

る。
以上のことから、この業務の委託先は当該事業者と考える。

【受託実績】（過去5年間の主な業務実績）

○国の新事業

令和2年度 「ナッジ」を活用した効果的な公共交通利用促進策等に関する調査・検討業務

令和元年度 定額タクシーを中心とした過疎地型 RuralMaaS 実証実験

令和元年度 中国運輸局管内におけるタクシー助成制度の在り方に関する調査・検討

業務

令和元年度 四国運輸局管内における交通モード転換の影響等に関する基礎調査

令和元年度 IoT 技術等を活用したグリーンスローモビリティの効果的導入実証事業委託

○県内の交通計画

令和2年度 一畑電車沿線地域公共交通網形成計画策定業務委託

令和2年度 雲南市地域公共交通再編実施計画策定支援業務

令和2年度 第2次飯南町地域公共交通計画策定支援業務

令和2年度 吉賀町地域公共交通再編支援業務

○広域での交通計画

三江線沿線地域公共交通網形成計画

鳥取県東部地域公共交通網形成計画推進支援業務

鳥取県中部地域公共交通網形成計画推進支援業務

鳥取県西部地域公共交通再編実施計画推進支援業務

○先進事業

令和2年度 大田市石見銀山 GSM 導入実証事業

令和2年度 IoT で利用者に優しく安全安心「コトコト感幸バス」運行実証事業

令和元年度 出雲市低速モビリティ導入社会実験調査業務

令和4年度出雲市地域公共交通計画策定支援業務 業務計画

2022/4/28 株式会社バイタルリード

1. 業務の目的

出雲市地域公共交通活性化協議会では、まちづくりと連携して持続可能な公共交通を目指す「出雲市地域公共交通計画」を策定する予定であり、昨年度はその準備として各種調査、現状・問題点等の整理を実施したところである。

今年度は、「出雲市地域公共交通計画」を策定するため、公共交通の将来像や計画に位置付ける事業内容等の検討を行う。また、出雲市地域公共交通活性化協議会やワーキング部会の開催を支援し、関係者間の円滑な合意形成を図る。

2. 業務内容

(1) 出雲市公共交通の将来像の検討

- これまでに整理した公共交通の現状・問題点や出雲市がめざすまちづくりを踏まえ、計画の基本理念と基本方針、出雲市における公共交通の役割を検討する。
- 上記を踏まえ、計画期間中に達成すべき目標とその達成状況を図るための評価指標を検討する。

(2) 計画に位置付ける事業内容、達成状況の評価等の検討

- 目標を達成するための事業の具体的な内容、実施主体、実施スケジュール等を検討する。
- あわせて、PDCAサイクルのまわし方といった計画の管理・モニタリング方法を検討する。

(3) 出雲市地域公共交通計画（案）の策定

- (1)、(2)の検討結果を出雲市地域公共交通計画（案）にとりまとめる。
- パブリックコメント実施時に、意見への回答作成の支援を行う。

(4) ワーキング部会（個別部会）の開催支援

- 計画策定に向けた具体的な検討を行うため、庁内関係部署により構成するワーキング部会についての運営支援を行う。
- 今年度はテーマ（高齢者福祉、中山間地域、まちなか、観光等）によって、個別部会の形で協議を進める。

(5) 地域公共交通活性化協議会の開催支援

- 出雲市地域公共交通活性化協議会について運営支援を行う。

(6) その他分析等

- 計画に位置付ける事業の実施に向け、コミセン単位で人口動向や公共交通サービスの現状、主な目的地へのアクセス性等について整理し、カルテにまとめる。
- バス路線単位でダイヤや利用状況に関する課題を抽出する。

出雲市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 市民の生活に不可欠な公共交通サービスの確保と、持続可能な地域公共交通網の構築を目的とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき出雲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整

(委員)

第3条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 住民又は利用者
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
 - (3) 鉄道事業者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (5) 観光事業者
 - (6) 出雲市議会議員
 - (7) 中国運輸局島根運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 島根県地域振興部交通対策課長又はその指名する者
 - (9) 出雲市総合政策部長
 - (10) その他会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

(役員を選出)

第5条 会長は、委員の互選により選出する。

2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員は委任により代理者を出席させることができる。

(ワーキング部会)

第7条 協議会は、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。

2 ワーキング部会は会長が必要と認めた者（以下「ワーキング委員」という。）で組織する。

3 ワーキング部会は必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝金)

第8条 委員及びワーキング委員の謝金は日額3,110円とする。ただし、次に掲げる者についてはこれを支給しないものとする。

(1) 第3条第7号から第9号に規定する委員

(2) 行政職員

(3) 申出のあった委員及びワーキング委員

2 規約第6条第4項及び第7条第3項の規定により出席した者への謝金については前項の規定を準用する。

(費用弁償)

第9条 委員及びワーキング委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年出雲市条例第36号）の規定を準用する。ただし、前条第1項各号に規定する者については、これを支給しないものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及びワーキング委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、出雲市総合政策部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局長は、出雲市総合政策部交通政策課長とする。

(会計)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 協議会の予算及び決算は、委員の承認を得なければならない。

(監査)

第 13 条 監事は、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は令和3年8月23日から施行する。